

会 議 録

会議の名称	第 5 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成 2 7 年 9 月 4 日（金）
開催時間	午後 3 時 から 午後 5 時 5 0 分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎 4 階 会議室 4 0 3
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	渡部 勲、神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、東川 勲、長谷川 博、内山欣春、弓木和子、池澤照江 9 人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	南 宣男、 1 人
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 4 人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 （1）答申書（案）について （2）次回開催日について （3）その他 4 閉会
配布資料	会議次第 資料 答申書（案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。 2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。 3 会議事項 会議事項に入る前に第4回会議における議会への質問事項の回答内容について、事務局が確認した結果の報告が口頭でなされた。修正予定であるため、議会からの正式な回答後に各委員に配布することとなった。 (1) 答申書（案）について 事務局から答申書（案）について、説明がなされた。 （質 疑） 4回までの議論の内容が固まった訳ですが、議論の進め方として、まず、全体的なイメージを委員の皆さんに述べていただきます。その後に、自治基本条例、市民参画条例、住民投票条例の検証、今後の課題と進めます。 全体的に、審議会の答申ですので、「意見がありました。」「考えます。」「や「希望します。」などの表現は審議会としておかしいと思います。市長は、必ずしも審議会から答申があったことを全て実施するとは限らないが、審議会は、審議した結果こうすべきだという意見を出さなければならない。 全体的には、議論した事項がよく拾ってありますし、構成その他もよくできていると思います。 表現の問題として、審議会として文章の中身を「すべきです。」など具体化がほしいと思う。そうでないと、答申した内容について
内山会長	
事務局（森島主任）	
事務局（内田主査）	
内山会長	
A委員	

	て、後で検証できない。 背景の部分について、反対ではないけれども、議論をしていないし、ここがなくても分かるので、あえて入れなくてもいいのではないかと思います。 検証の視点に基づいた検証をしていないので、これをやらなければいけない。行政、議会の内部検証、市民の視点としての委員の意見を踏まえて、自治基本条例などについての意見交換をすべきだと思います。その評価した内容を、検証結果に付け加えるべきだと思います。 また、「はじめに」のところで、「これが４年後までの検証です。」ということにしないでほしい。期間的な制約がある中で出来ることをしたのであって、十分な検証が出来たと思われることを避けたい。
内山会長	５つほどご意見がでましたが、「２ 自治基本条例の検証」の背景の部分が不要ということは、どういうことですか。
A 委員	背景については議論しておらず、また、自治基本条例の検証をしなければいけない背景はこれだけでいいのかという議論にもなってしまいます。この部分は、なくても答申になります。
B 委員	私は、この部分を評価しています。参画と協働を実現しないと、これからの行政、市政運営が回らなくなるおそれがあるという事態が迫っているということを前提にしており、自治基本条例も参画と協働を実現するための手段であって目的ではないわけです。これをどのように充実させて参画と協働を実現するかという原点に立ち返って検証をやっているのですから、この辺のところは評価しています。目的と手段を取り違えないようにしていただきたい。
内山会長	他に御意見はありますか。
B 委員	全体として、私は神田さんの意見に賛同します。

	この4回の審議会で十分審議されていない、いわば生煮えの部分があるので、その辺のところを事務局としても十分に御理解いただいて、この答申書（案）になっているのだろうと感じます。審議がし尽くされていない中で、「～だ」とか「～である」というふうに果たして断言できるのかと思います。 答申が、ある程度曖昧になってしまうことは、仕方がないと思いますけれど、今までの審議の詰めは必要ではないかと思います。 そういう中で、9月中に答申しなければいけないというので、どうまとめるかという知恵が必要だろうと考えます。
内山会長	答申書は、個人的なイメージでは、審議した結果を大雑把に表現するものではないかと思います。詳細な議論については、議事録などが、添付できるのだとすれば、それで十分表現できると思います。 この答申書は、たたきですから、具体的にもうちょっと皆さんと御意見を交わらして、「このところをこうした方がいい。」と全体的な御意見としてまとめていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。 では、導入の部分の話がありましたが、「はじめに」という項目について、どうでしょうか。
A委員	具体的なことを言いますと、2～3行目に「定期的に検証する必要があります。」とありますが、もう検証することとなっているので、この表現は不要で、「定期的に検証するため、」として、それから「市議会議員や市長の任期である4年を考慮し、」のところは、議論していないので、「自治基本条例第20条で4年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証するとされています。」としたほうが、すっきりして良いと思います。 そして、「また、検証に当たっては、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。（同20条）とされており、平成27年度に設置された「白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）」が市長の自治基本条例第20条に基づく自治のあり方についての審議、検証を行いました。

	審議会は、公募委員2名を含む10名で構成され、自治基本条例施行後における初めての検証で、限られた短い期間での作業となりましたが、したがって、議会・行政・市民の細部にわたる検証は時間的制約もあり、物理的に行なうことは出来ませんでした。平成27年6月29日の市長の諮問から計6回の審議会を開催し、答申書をまとめました。 本答申書は、各委員からの意見を集約し、審議会として現段階の検証を取りまとめたものであり、これをもって自治基本条例の終了することにはなりません。検証作業と自治基本条例に基づく参画と協働のまちづくりを推進する作業を今後も審議会において、推進します。」ということで、「はじめに」を終えてはいかがでしょうか。
内山会長	80%くらいは分かりました。今の部分は参考に事務局に提出しておいていただけますか。それを参考に次回検討するということをお願いします。 確かに、つくる会のときに市長の任期は話題になりました。
A委員	だからといって、そう決めたわけではありません。
内山会長	市長として責任があるうちに検証して、それをフィードバックしようという意見が多かったと思います。そういう意味では、4年という文字を残しておきたいということですね。 では、次に行きます。 2 自治基本条例の検証の「少子高齢化の進行に」で始まる部分は神田さんの御意見ですと不要ということで、渡部さんの御意見では、必要ということでした。
B委員	なお、付け加えますと、「参画と協働」という言葉を入れてほしいと思います。「市民自らが知恵と力を出し、行政とともに協働してまちづくりを進めていく」のところで、参画と協働のことを言っていると思うのですが、ここを強調してほしいと思います。

A 委員	この認識については、反対ではありません。ただ、これが、自治基本条例を検証するための背景として、これだけでいいのか、という感じがします。 地方自治の問題や改革の問題などを含めて、何故、今、自治基本条例が必要かということを含めて背景を書かないといけないと思います。 改めて議論する時間もないですし、この部分がなくても、話が前に進むと思います。
B 委員	自治基本条例というのが、本来何のためにあるのかというところから考えると、それはまず、自らの足元を固めることが、それがまさしく参画と協働であり、そして、自分の身の回りを固めて、その上で市民自ら何をしたらいいかと、その規範となるのが自治基本条例であると、そういう順序で考えていたものですから、この辺の分を評価しているのです。
内山会長	その下の方に、①から⑤までの表記がありますが、これについては、議論されていないとおっしゃられていましたが、審議会委員としては、こういう視点で検証が必要ではないかということ表現したものだと思うんです。それぞれが、それぞれの立場でいろんなことを思いながら、検証してきたのかと感じています。それは、間違いではないと思います。
A 委員	そんなに時間が掛かることではないですから、検証したらどうですか。例えば、自治基本条例に基づいた運用がなされているか、総論でいいわけですから。
内山会長	総論ですか。
A 委員	各論は出ているわけだから。事務局も案を書くにも、何にもないと、書くわけにはいけないので、検証したらいいと思います。 3の最初のところに「概ね自治基本条例に基づいた運用がなさ

内山会長	れていますが、」と書いてありますが、そういう意見が出されたわけではないんです。審議会の委員の意見をまとめたというふうにしなければならないと思う。 この①から⑤までの文言は、残して、例えば①の総論を併記すると、あるいは②の総論を併記するとして、この審議会として受け止めたイメージをここに表現するということによろしいでしょうか。
C 委員	2 番が「検証」で、3 番に「結果」と書いてあります。神田さんの意見からすると、「検証の背景」とか…
A 委員	私は、「経過として」としました。
C 委員	「検証」で終わらないで、次が「結果」なのだから、その前を表現するのには、神田さんが言われた「経過」とか「経緯」という言葉があったらいいでしょうか。
内山会長	なるほど。審議会としては、こういうイメージですというようなことでしょうか。
A 委員	私は、①が一番重要だと思っております、自治基本条例に基づいた運用がなされているかということ、自治基本条例制定前と制定後の行政の状況に大きな違いがないと思っています。 辛口に言いますと「市の政策は、行政が主導し、審議会の公募枠も拡大している」とは言いがたい。また、計画段階からの市民参加も増えているとはいえない。協働によるまちづくりも前進しているとは言いがたい。議会も政策の提言や条例の立案が少なく、市民への情報提供も従来と変わらない。」 言うことがあるとすると、決して条例に違反していないけれど、十分とはいえないので、「運用について、十分になされているとはいえない。」が私の結論です。

内山会長	「市民主体の自治が推進されているか」という文言の上に、一行「なお、審議会における具体的な検証の視点は、次のとおりです。」と検証の視点をここで、述べていますが。
A 委員	だから、書くのは次のところです。検証の結果のところに書くのです。
内山会長	もう、そちらに進んでいるのですか。早いですね。
A 委員	視点は、このとおりですから。
内山会長	では、視点はこれでよろしいということですね。 そうすると、ここで、残っているのは、書き出しの部分ですね。いわゆる背景の部分が必要か不要かですね。 では、ここでは、冒頭の表現をどうするか、皆さんの御意見を伺いましょうか。「背景の部分を入れたほうがいいのかどうか」ということで御意見をいただきたいと思います。渡部さんの御意見は分かりましたので、他の方の御意見はどうでしょうか。
D 委員	今おっしゃっていたことは、この「市民主体の自治が推進されているか」の前に、背景が必要ということなんですか。
A 委員	「2 自治基本条例の検証」と書いてあるところの下に、「少子高齢化の進行」から「審議会に諮問されました。」という部分が不要ではないかというのが私の意見です。 入れるとすれば、私は、背景としては、「何故、自治基本条例が今必要なのか」や「地方分権化の問題」などを入れないとおかしいのではないかということをしたのです。
D 委員	この時期になって、そこまでやるのは大変な気がします。 そうすると、「少子高齢化などを踏まえて検証したけれど、こういうことができなかった。」ということ「何かの方法でその後検証する機会があったらいい。」というふうになるというこ

	とですか。
A 委員	今回は、少子高齢化とか子育てとか、そういった問題を踏まえて検証していないのです。
D 委員	でも、世の中では、背景の部分に書いてある問題があって、その中で、市民主体の自治の推進などをやっていくということだと思うので、私もこの文言があってよいと思います。
A 委員	私としては、「選択と集中」などの議論をしていなかったのも、不要だと思いました。
E 委員	私は、逆にこれは不要だと思います。自治基本条例の前文にこの辺のことは記載されています。 私たちが検証しなければならないのは、運用されているかどうか、市民のために生かされているかであって、検証したということが書いてあれば、この一文は、この答申書では不要だと思います。
内山会長	他の御意見はどうですか。 今回の審議会の趣旨からすれば、確かにもう少し簡潔に表現する方法があるかもしれませんね。
A 委員	シンプルイズベストですからね。
内山会長	そういう御意見でございますので、ここも事務局再検討お願いします。概ね半々の御意見です。 では、3 ページ目、「検証の結果」「(1) 自治基本条例について」です。
A 委員	その前に、検証の視点で全体をこう検証しましたと言っているのも、その結果を総論的に載せようと言っているんです。 そして、各論としては、こんな細かいことがあるという方が答

	申書として内容がきれいになるのかなと思います。
内山会長	もうちょっと具体的に言えば、「概ね」で始まっていますが、その2行を前ページで言っていることを反映して、次の3ページに入っていくというスタイルですね。
C 委員	神田さんの意見では、検証の結果〇〇の総論が出て、それから次の事項に「(1) 自治基本条例」に入るとのことですね。
A 委員	少なくともこの視点でやりましたということなのだから、このことについて、何か書くべきです。
内山会長	そうですね。
B 委員	検証自体が、十分に審議・討議が尽くされていない中では、あまりしっかりとまとまらないと思います。
内山会長	視点があるのだから、その結果、こうだということを言いたいんですよね。それをこの「概ね」で始まっている2行のところに当てはめたいということですね。 「概ね自治基本条例に基づいた運用がなされていますが」と言ってしまうので、それに変わる言葉を何か見つけてほしいということですね。
A 委員	市民目線から言うと「十分に運用されているとはいいがたい。」というのが、適切だと思います。決して、違法なことをしているわけではないし、運用されていることも事実。だけど、十分ではない。
内山会長	自治基本条例が出来上がって、投票条例が出来て、参画条例が出来て、それも2年後と、そういう時期のずれ込みもありますので、十分ではないですよね。そういうことも含めて、表現を変えたいということをお願いしたいと思います。自治基本条例の「概ね」

	で始まる 2 行の文面の再検討をお願いします。
A 委員	②③④⑤についても、検証したらどうですか。もっと簡単です。 生かされているか、浸透しているかについては、逆かもしれない。浸透していないから生かされていない。ただし、全く生かされていないかという、必ずしもそうではない。生かされている部分もあるから。
内山会長	ここでは、視点があり、その視点の結果を述べたいわけだから、市民のために生かされているかどうか、という文面も入ってくることですね。視点⑤までありますが、それを総括した形で次の 3 ページ目の「概ね」で始まる 2 行のところに当てはめてほしいということでしょうか。
C 委員	そうではなくて、「3 検証の結果」の次の文です。だから、「概ね」に入る前の段階です。 検証結果として、(1)が自治基本条例、(2)が市民参画条例、(3)が住民投票条例としているのだから、「3 検証の結果」の下に文を入れるのがいいんじゃないかということですよ。
A 委員	だから、検証の総論として、結果の前に入った方がいい。
C 委員	検証結果の次に、この文章があって、それで(1)(2)(3)があると。
内山会長	なるほど。総合的な感想ではなくて、視点の①②③ごとに表現したいということですか。
A 委員	各論にすると大変だから、総合的に。
E 委員	話は変わるのですが、私は何でこの 2 行、自治基本条例のところだけに書いてあるのかと思いました。(1)(2)(3)とあるので、「概ね」という 1 行コメントを入れるのであれば、市民参画条例、住民投票条例にも入るのではないかと思います。

	ですから、この「3 検証結果」のところにはあえて、コメントを入れずに、個々の条文ごとにこういう意見がありましたということを書いて、検証の視点を踏まえた意見は、「4 今後の課題」と含めてまとめたほうが、書きやすいのではないかと思います。
C 委員	そう考えていくと、2 ページの標題を「自治基本条例の検証の経過」とか、「自治基本条例、市民参画条例、住民投票条例の経過」というかそういう表現のほうがいいかなと。
A 委員	でなければ、「自治基本条例等の検証」にすればいい。
内山会長	今のことを、具体的におっしゃっていただくと、3 ページの頭の話ですか。
C 委員	2 ページの標題の「2 自治基本条例の検証」ではなくて「自治基本条例等の検証の経過」とすれば、二つ別のものも入る。
A 委員	そうすると、3 のところがそのままで生きてくる。
内山会長	そうですね。整理しますと、2 ページ目の「2 自治基本条例の検証」というところを「2 自治基本条例等の検証経過」という見出しにする。そして、下のほうにある検証の視点は、そのまま残すということによろしいですね。 そして、3 ページ目に入って、検証の結果、(1)自治基本条例になりますが、これは、このままでいいのですか。 これも、おっしゃったように、この2行をなくしましょうか。
A 委員	むしろ、具体的には「次の事項に留意するよう求めます。」という文を、「(1) 自治基本条例」の上にもっていくか、先ほどの意見のとおり、最後にもっていてもいいです。 いずれにしても、検証の結果としては、検証の視点のところから持っていったほうがいいという感じがする。この2 ページのと

	ころに「審議会では、その結果を基にして、市民主体の自治が推進されているか、時代や情勢の変化に即したものになっているかを検証の視点として検証を行ないました。」と書いてある。こういう形で検証しましたというところの次に結果が載っていないとおかしいと思います。
内山会長	つまり、「3 検証の結果」という項目は、そのまま残して、これ「(1) 自治基本条例」の前に一言必要ということですか。
C委員	「(1) 自治基本条例」があって、「概ね」をカットするんです。それから、(2)(3)があるわけで。
A委員	この視点で検討したことになっているので、結果がないとおかしい。
C委員	その結果は、「(1) 自治基本条例」の上で結果を表現すると。
内山委員	具体的に言うと、「3 検証結果」という文言と「(1) 自治基本条例」の間に結果を入れるということですか。
C委員	そうすると(1)(2)(3)について、それぞれの結果が標題として、上に出てくることになります。
A委員	皆さんで、視点に応じた結論についての意見言わないといけないんじゃないですか。 「社会状況等に合っているか」については、議会と行政の自己検証結果の報告もあるので「議会や行政の検証のとおり変える必要はない。」ということがほとんどだと思います。決して、自治基本条例や参画条例が今の社会情勢と食い違っているとは思いません。 「浸透しているか」については、浸透していないことは分かっているわけで、浸透する努力に欠けていたこともあるし、市民自身が求めてこなかったということもある。自治基本条例や参画条

D 委員	例の趣旨を、十分に生かすような場が作れなかった。 だから、検証としては、それが生かされているとは言えない。市民主体の自治を推進している過程にあると言っていいと思います。その過程を進みつつあるとしても構わないと思う。 私は、この検証として、みんなで話し合ったことが全部ここに載っていると思います。これは絶対にやっていかなければならないということが書いてあると思うので、これが一番大事なことというランク付けが、できていたらいいかなと思いました。
内山会長	「3 検証の結果」と「(1) 自治基本条例」という文言の間に、2 ページの視点として挙げられた項目に対しての結果を表現するということによろしいですね。 それをやれば、「概ね自治基本条例に基づいて」というところが不要ですね。「次の事項に留意するよう求めます。」という言葉だけで十分ですね。 ということは、「概ね自治基本条例に基づいた運用がなされていますが」という部分は削除していいということですね。頭のところは「次の事項に留意するよう求めます。」で、第5条が始まるという形によろしいですね。 「考えます。」とか「期待します。」とか「必要があると考えます。」とか、そういう言葉がありますよね。そこのところを少し考えましょうか。例えば5条、最後のところは、「市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があると考えます。」とあります。
A 委員	私は、「必要があり、市はその啓発に努めるべきです。」と考えました。
内山会長	行政が市民に対して周知することを求めることは、次の結果に出てきますね。「今後の課題」のところですよ。ですから、「まちづくりに関わっていく必要があります。」という表現でとまってもいいかと思います。

A 委員	そうですね。審議会が答申するわけですから。
内山会長	8 条はどうですか。これも最後は、「活用することを期待します。」となっています。「市民のニーズ把握の手法については、不特定多数を無作為で抽出して実施するアンケートが有効であると考えます。」これは、いいですね。
B 委員	そこで、切ってしまえば。
内山会長	「活用することを期待します。」
A 委員	ここは、「考えます。」でいいですね。
内山会長	「考えます。」これだけでいいですね。「活用することを期待します。」は、削除します。 「また、透明で開かれた市民主体の行政運営のためには、行政評価を客観的に実施し、その結果を時機に応じて市民に公開していく必要があると考えます。」とありますが、これも「あります。」でよろしいですね。
B 委員	これは、行政評価委員会を求めるということですか。ちょっと曖昧な表現だと思います。これは、市民の立場でこういったものを評価する機関を作るのかどうか。この辺のところを曖昧な表現でしか書いていないので、これはどういう風にかいたらいいのか。行政評価委員会、私はそういったものが、必要だと思います。
A 委員	行政評価委員会は、今ないのですか。
事務局（河野課長）	行政評価につきましては、行政改革の方でも市民会議がありまして、今、検討しているところです。どういう評価でどうやるのかということについても、今のところ検討中ですので、ここでは、そういったものが必要であると言っておくことで留めていた

	できればという風に思います。
B 委員	では、ここはどういう表現にしますか。「行政評価を客観的に実施すべきです。」
内山会長	「行政評価を客観的に実施し、その結果を時機に応じて市民に公開していく必要があります。」
内山会長	第 10 条「職員の責務」にいきます。 「市役所内部において、印象としては参画と協働についての職員の意識が十分ではないという意見がありました。市役所職員全体に参画と協働についての研修等が必要であると考えます。」
A 委員	これも「印象として」というのは、不要ですね。 また、「市役所職員全体」でなくて良いので、「市役所職員に自治基本条例など参画と協働についての意識を高める研修等が必要です。」としたらどうですか。
B 委員	「必ずしも十分ではなく、」ではどうですか。
A 委員	「十分であるとは言えません。」としています。 また、「全体に」というのも大げさで、「市役所職員に」として、必要なところに研修等を実施すれば良いと思います。
内山会長	確認しますと、「市役所内部において、印象としては参画と協働についての職員の意識が十分ではない。」
B 委員	「印象としては」を取って「参画と協働についての職員の意識が必ずしも十分ではない。」としてはどうですか。
A 委員	あるいは、「必ずしも十分であるとは言えません。」。 「です」「ます」調になっているので、「十分であるとは言えません。」という風にされた方が良いと思います。

内山会長	今の意見を集約すると、「市役所内部において、参画と協働についての職員の意識が必ずしも十分であるとは言えません。市役所職員に自治基本条例や参画と協働についての意識を高めるため、研修等が必要です。」となります。 私はこのところ、もう少し強く言いたいと思います。研修をやると同時に実践しなければなりません。そういうことを、ここで申し上げたいとは思っていました。
C 委員	「研修と実践」
内山会長	自治基本条例が求めていること、参画条例が求めていること、住民投票条例が求めていることを実践するのです。「研修をやりました」で終わっては、だめです。実践です。
A 委員	研修というのは、実践するためにやるのですよね。知識を得るためにやるものではありません。
B 委員	「研修と実践が必要です。」で言い切ったらいいんじゃないですか。
内山会長	「研修等」ではなくて「研修と実践が必要です。」とすることでどうですか。
B 委員	我々は市民の立場から言っているのだから、良いと重います。
内山会長	では、次にいきます。第 16 条「地域活動及び地域自治組織」 「本条では、「議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。」と規定しています。地域自治組織には、自治会以外にもボランティア団体や N P O など、さまざまな団体があります。こうした団体あるいはその活動が地域全体に広がるよう支援し、育てていくことが必要であると考えます。」

A 委員	「育てていく」というのは、行政目線でやってはいけないことです。「連携」だと思います。
内山会長	自治ですから。でも、まだそういう段階かもしれませんが。
A 委員	感覚として、そういう段階ということは分かりますが、こういう文書には、もう「育てる」のではなくて「連携する」という視点できちんと表現しないと、まずいと思うのです。
内山会長	そうすると、「こうした団体あるいはその活動が地域全体に広がるよう支援し、連携することが必要です。」
A 委員	今、会長がおっしゃるように、印象としては、育てなければならないという状況にあることは、百も承知の上で、あえて、そういう言葉遣いをすべき時期ではないかと思います。
内山会長	では、第 19 条「住民投票」「住民投票では、住民の発議権のみが強く意識されているようです。」これは、このままでいいですね。「意見がありました。」というところを検討したいと思います。
A 委員	「市長、議会、においても発議権があることを再認識して、市政の重要事項に関しては市民に意見を求めていく必要があります。」としてはどうですか。 ここで、意見を述べていくというのは、市政の重要事項に関してだから、きちんと枕詞をつけないと。
事務局（河野課長）	住民投票条例の中に、そういった表現がありますので、ここはそういった枕詞をつけていただきたい。
A 委員	だから、ここは枕詞を入れて「市政の重要事項に関しては市民に意見を求めていく必要があります。」の方がいいですね。そう

内山会長	でないと、何でも意見を求めるということになってしまうので。 では、次にまいります。第20条「検証」「今回の検証作業において、自治基本条例の具現化についての進行計画があれば検証しやすかったのではないか」という意見がありました。次回の検証に当たっては、この計画を作ることを提案します。」
A委員	これは、すごくいいことですが、ちょっと分かりにくいですね。
B委員	検証要項のようなものを作るべきですね。それがなくて、今回手探りで入ったがために、審議の進行自体に混乱があって、何か上手くいっていないという印象が強いのです。 次の4年間においては、検証をどういう手順で進めていくかということについて、検証の要項を作るべきだと思います。毎回いろんなことをやったのでは、基準が違ってしまっていて、比較もできなくなりますので、検証要項の作成は非常に大事なことだと思います。
内山会長	いつから始めて、なにをやるのか。
A委員	よろしいですか。「今回の検証作業において、」というところを、まず、削除します。「自治基本条例の具現化についての進行計画」あるいは、「（目標）」としてもいいですね。「（実現目標）等が必要であり、この計画があれば、市民誰もが検証しやすくなります。」として「この計画を作ることを提案します。」を入れるか入れないか。 自治基本条例を具体化する計画は、今ありませんが、他の自治体では、アクションプランなどの名称で、例えば、今年度は公募の人数をこれだけ増やすかななどの数値目標を使っています。数値目標があれば、誰にでも、自治基本条例が何を目標としているかが分かりやすくなり、検証しやすくなるので、自治基本条例の具現化についての計画、目標数値を作る必要があると思います。

B 委員	アクションプランというのは、誰が、どこで作るのでしょうか。この審議会でするのですか。
A 委員	この審議会では、自治基本条例を推進するための施策をこれから考えていきますが、市議会で、この審議会とは別に作っていく必要があるかもしれませんね。
内山会長	過去の会議の中でも出ましたが、勉強会や検証をするには、事前の研修が必要です。そういったこともこの進行計画の中に入って、長期にわたって一定の期間、具体的に日程とその時期に何をやるか、という計画があってしかるべきだと思います。細かく言えば、何をチェックして、何を検証するのか、何をどのようにやるのか、というところまで入れれば良いのかもしれませんが。 そういうことで、これは十分意識して、やってもらいたいということで、「今回の検証作業において」という頭の部分はとって、「自治基本条例の具現化についての進行計画が必要であり、誰もが検証しやすいと考えます。よって、次回の検証に当たっては、この計画を作ることが必要です。」でいかがでしょうか。ここは、事務局も検討してください。
内山会長	次、4 ページ目、総合振興計画について、「現在は、総合振興計画の策定が地方自治法で義務付けられているわけではありません。本市では、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」で総合振興計画を定めることになっていますが、自治基本条例の中でも義務付けの規定が必要ではないかという意見がありました。」
A 委員	「義務付けられているわけではありません。」というところは不要ではないですか。 ただ、義務付けの規定が必要かという、ちょっと疑問もあります。「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」を生かすためにも、「自治基本条例の中で一定の規定が必要ではないか。」くらいで良いのではないのでしょうか。 私は、「定められることになっていますが、市政運営の基本で

	もある総合振興計画について、自治基本条例の中で一定の規定が必要です。」としました。振興計画と自治基本条例というのは、車の両輪と言われるくらい、それぞれが必ず守らなければならない、大事な規定です。
内山会長	自治基本条例の中で表現するということは…
A 委員	自治基本条例の中には「市長は基本計画に基づき立てなければならない。」とあります。それが、総合振興計画を指すのかというのは、曖昧です。 また、自治基本条例の 9 条「市長の責務」では「市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するように努めるものとする。」と書いてあります。基本方針が基本計画まで含むのかどうか曖昧で、基本計画を含むというのであれば、この規定で良いという感じもします。 総合振興計画は、5 年に 1 回策定するので、場合によっては市長になっても、関わらないことがあります。「基本方針を定める」ということだと、ちょっと違うのかなという気もします。
B 委員	具体的に総合振興計画という名前を入れて、自治基本条例を…
A 委員	総合振興計画という名前とは限らない。基本計画とか、基本構想とかいろいろな名前があります。それは全部、同じですから。
B 委員	普通に考えると市長、行政はそういうものを必ず作るはずですね。だから、自治基本条例の中では、具体的な名前はないけれども、あえてそういう規定を改めて設ける必要があるのかなと思います。
内山会長	私もそのようなイメージです。しかも、この中にある「白岡市基本構想の策定等に関する条例」というがあるので。
A 委員	だから、その条例が、憲法である自治基本条例に基づいている

	という風にしたいのです。一番基本的な振興計画、市政運営の基本となる方針ですから。
内山会長	この「白岡市基本構想の策定等に関する条例」の上位の条例であることを表現したいということですね。
B 委員	解釈で解決できそうな気がしますけどね。
内山会長	都市計画マスタープランというのがありますが、総合振興計画との位置付けは、どうなるのですか。
事務局（野口部長）	総合振興計画の土地利用構想等に基づいて、都市計画マスタープランがあるというように御理解ください。
内山会長	そうすると、総合振興計画を関連付ければよいということになりますね。この項目について、結論はどうしましょう。 「本市では、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」で総合振興計画を定めることになっている」と、「自治基本条例の中でも義務付け」…
A 委員	「一定」でもいいと思う。
内山会長	「自治基本条例の中でも規定が必要ではないか」
B 委員	あるいは「義務付けは必要ない」と書くかですね。あえて義務付けする必要はないという考え方もあるということです。あえて、総合振興計画を自治基本条例の中に入れる必要もないだろうという考え方もあるということです。
内山会長	でも、今はこれを入れましょうという方向で話をしているのですけれど。
B 委員	いつこの議論があったのでしょうか。

事務局（内田主査）	第3回の会議です。
A委員	これは、私が現在は義務付けられていないけど、必要ではないかということで、意見したものです。自治基本条例はすべての条例の上位条例なので、すべての条例をカバーする必要はないけれども、総合振興計画は市政運営の基本となるもので、それを自治基本条例が触れないというのは、いかななものかなという感じがしたので。
内山会長	取りまとめます。「本市では、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」で総合振興計画を定めることになっていますが、自治基本条例の中でも規定が必要ではないかと考えます。」
B委員	「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」は、自治基本条例に基づいて、下位の条例としてあるわけですね。そこで、総合振興計画を策定するとなっているということだと、順序からすると、わざわざ自治基本条例で言う必要はないと思います。
内山会長	法的な視点で考えるとどうなのでしょう。
事務局（河野課長）	これは、策定する条例がありますので、それに基づいて市長は市政に関する基本方針を定めるという形でつながってまいりますので、現実的には、自治基本条例で定める必要はありません。 ただ、自治基本条例にも入れたほうがいいという意見がありましたので、「意見がありました。」という形で、付帯的な意味でここに入れさせていただいたということです。自治基本条例もこの条例も、条例の効果としては同じとなります。
A委員	自治基本条例は憲法ですから下位条例であることは、間違いありません。
事務局（河野課長）	認識的にはそういうことになります。条例の効果的には同じと

長)	なります。
A委員	憲法に違反する法律は効果を持たないように、自治基本条例に違反するすべての条例はその効力を持ちえないということになってきますから、全く触れていないというのは、私には違和感があります。 総合振興計画の理念には、参画や協働が含まれていて、自治基本条例の理念と矛盾するものではないので、入っていていいと思います。
B委員	「意見がありました。」で良いのではないですか。
内山会長	では、ここでは、あえて言いきらないことにします。「意見がありました。」という表現で。
A委員	「意見がありました」程度であるなら、答申の中で別意見としたほうがいいです。全員の意見でないものについては、附則みたいなところで、書くべきだと思います。
C委員	「規定が必要ではないかと考えます。」とした方が、むしろ「意見がありました。」よりもつながります。
B委員	それは、断定ですから、違う意見があるのであれば、言い切るのはいけません。
内山会長	「義務付け」は不要ですね。
A委員	不要です。「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」が自治基本条例の中でも位置付けられている方がいいと思います。 だから、自治基本条例の理念から外れて総合振興計画を策定することはできませんということになります。現実には、自治基本条例の精神が総合振興計画に生かされています。

内山会長	では、これは、文面を変更して残しておきましょう。その文面は、「本市では、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」で総合振興計画を定めることになっていますが、自治基本条例の中でも規定が必要ではないかと考えます。」という文言にしたいと思います。 5時になりました。今日の会議予定時間は5時まででしたが、あと残っている4ページ目、5ページ目を検討しなくてはなりません。30分では、終わりません。どうでしょう皆さん。時間のご都合は。6時近くになるかもしれません。ご都合の悪い方は途中で退席していただいて結構です。大変申し訳ないのですが、このまま続けさせていただきます。よろしくお願いします。 では、(2)市民参画条例、第3条「市民参画のための手続の対象事項」「本条では、「市民参画のための手続のうち、1以上の手続を実施しなければならない。」と定めていますが、現状では1つであることが多いようです。2あるいは3以上の手続をしていくことにより市民参画が促進されるので、実施する手続きを増やしてほしい」あえて、ここで切りました。「との意見がありました。」は削除しました。
A委員	これもやっぱり「意見がありました。」では、困る。「増やすべきです。」とかそういう形でないと困る。
C委員	「ほしいです。」では。
A委員	それは、ちょっと願望みたいですね。
内山会長	「増やす必要があると考えます。」
A委員	それでもいいです。「増やすべきです。」とか「増やす必要があります。」で良いと思います。
内山会長	例えば、2つ、3つの手続を同時にやっていくということは、問題ないのですか。

A 委員	ここは増やすということにこだわらないで、「実施する手続を工夫する。」でどうですか。要は、パブリックコメントというのは、一つの参画手続であって、いろんな手続が例示されているわけですから、一つであっても、パブリックコメントだけよりももっと効果的なことがあるので、「工夫」という言葉をいれたらどうかと思います。 (東川委員が退席した。)
内山会長	「実施する工夫が必要であると考えます。」 では、次に行きます。第5条「参画と協働のまちづくり市民提案制度」「市民提案制度を有効に運用するには、市役所職員全体の」ここも「全体」は不要ですね。「参画と協働に対する理解が必要ですので、定例的に職員研修を実施するなど啓発に努めるよう求めます。」これは、市職員に言っているのですね。この文章は、市民提案制度というのは、市民側に必要なことだけれど、市職員にもっと市民提案制度を充実させなさいということを行っているのですね。 「定期的に」も不要ですね。「必要なとき」ですね。「必要に応じ」「職員研修を実施し啓発に努めるものとします。」 「啓発に努める。」
C 委員	「こと」
内山会長	「こと」ですか。「市民提案制度を有効に運用するには、市役所職員の参画と協働に対する理解が必要ですので、必要に応じ職員研修を実施するなど啓発に努めること。」
A 委員	「努めるよう求めます。」ではどうですか。第10条の「職員の責務」のところと内容が重複しますが、いいのですか。
内山会長	これは、「必要に応じて職員研修するなど啓発に努める」では、

	おかしいよね。例えば、「研修を実施して啓発に努めなければならない」のですね。
A 委員	実施することが啓発になってしまいますね。
内山会長	そうです。「実施して啓発に努めなければならない」という文章にしたいですね。
A 委員	「実施し、市民に対して啓発に努める」
内山会長	そうですね。そこまで、申し述べればパーフェクトですね。
A 委員	「市民に対して啓発に努めるよう求めます。」でいいですね。
内山会長	そういうことで、ここはいいと思います。 第 8 条「市民登録制度」「今後、登録者を増やしていくためには、事前に参画と協働に関する講座や研修を実施するなど、行政からの働きかけが必要であると考えます。」
A 委員	これも、目的としての「市民への働きかけ」、それと「必要です。」ですね。
内山会長	そうですね。それでは、後半の部分「行政からの市民への働きかけが必要です。」それで、文を終わる。 「その他」「市民参画条例や関連制度の周知に当たっては、条例に記載されていない地方自治法に規定されている住民の直接請求の各制度についても、住民の権利として併せて周知していく必要があると考えます。」
A 委員	私から提案があります。具体的に周知徹底する手段として、参画と協働に関するパンフレットを作るということを要求していいのではないかと思います。 だから、「その他」を「参画と協働に関するパンフレットについ

	て」として、そこで、「市民参画条例や関連制度の市民への周知を図るため、条例に晒されていない各種法令を含めて住民の権利を周知していくパンフレットが必要です。」とした方が具体的に分かりやすいと思います。 周知するというのが、これまで、パブリックコメントと広報に限られている気がしています。それでは、あまり効果がないことは分かっているので、具体的に違う方法を答申したらどうかと思うのですけどいかがでしょうか。
内山会長	パンフレットというのはありませんが、広報など、ほかの手段ではあるんですよ。
B 委員	そういう情報を広報紙などにまとめてしまうと、見過ごしてしまって、見ない人もいるのかなと思います。 要するに、リーフレットのようなものに住民が請求していく手段を分かりやすくまとめて、市役所の窓口で自由に手に取れる形にすることが、具体論として大事だと思います。 遡りますけど、市民登録制度などでも、ただ、市民登録してくださいよと、いくら行政から働きかけても、市民登録することによって、進んで登録して市民協働に参加しようというインセンティブをどうやって与えるか組み込んでいかないと、いつまでたってもやりましょう、やりましょうで終わってしまいます。 インセンティブという言葉を使いましたが、やると面白くなる、やるといいことあるかなというところに行かないと、踏み込んで考えて一般市民の心に訴えかけていかないと、その先に行かない。 まだ審議会これから続きますので、もう一步踏み込んだ具体論を提案していくこともできると思います。
内山会長	この方法は、具体的なパンフレットにするのか。あるいは、他の方法を何か提案するのか。
A 委員	ネット社会だと言われてはいますが、妻が国勢調査の調査員を

	やっているのですが、地域でインターネットを使った回答者が何人くらいいるのかと聞いたら、１００軒のうち、１割いないですね。インターネットをしている人がパブリックコメントを考えると、意見を出す確率は相当低いのではないかと思います。 それを考えると、パンフレットとか、そういうものの方がより効果的で、保存できるし、そういう意味で言うと古典的かもしれないけれど、一番新しいものかなと考えています。
F 委員	確かに、自分の知る限りでは、私たちの年代だと、そういうのに携わっている人少ないですね。だから、パンフレットとかいいかなと思います。
内山会長	具体的にパンフレットという言葉を入れますか。「市民参画条例や関連制度の周知に当たっては、条例に記載されていない各法令を含めて住民の」
A 委員	「権利を周知していくパンフレットが必要です。」
内山会長	「など」ですね。余談になりますが、今、私は国勢調査の調査員をしています。地域の各戸をまわって事前の調査を進めています。インターネットで回答してもらえるかどうか、確認をしていますが、結構いますよ。国勢調査は、スマートフォンでも回答できます。思った以上にいました。そういうところは期待したいと思います。 これをまとめますと、「市民参画条例や関連制度の周知に当たっては、条例に記載されていない各法令を含めて住民の権利として併せて周知していくパンフレットなどが必要と考えます。」 「パンフレットなどの必要性があります。」そんな意味合いで検討してください。 では、(3)「住民投票条例」、第４条「投票資格者」「今後、選挙権年齢が１８歳に引き下げられることに伴い、住民投票の資格者も変更となります。新たに選挙権を有することになる人たちに

	対しては、１８歳以上の方がまちづくりに責任を持って関わっていくことが必要であることを併せて周知することを希望します。」 「周知することが必要です。」ですね。
A 委員	そうですね。「周知することが必要です。」
内山会長	これは、文面どおりでいいでしょう。
C 委員	このところで、私が「白岡で何人の人が増えるのですか」と聞いて、調べてもらった人数が分かっているので、入れてみてはどうですか。
内山会長	それを入れると分かりやすいのですが、ここでは、難しいですね。１，０００人くらいでしたよね。 次、５ページ、「４ 今後の課題」「(1) 検証の方法」「今回の検証は、議会及び行政が自己検証した結果に基づき、健勝の視点から委員が意見を述べる形式により実施しました。しかし、市民については、」この市民は、括弧付きの市民がよいかな。市民という項目ですよ。これは、括弧をつけてもらえますか。 「「市民」については、期間的な制約から自治基本条例の理念の浸透度などを確認することができませんでした。４年後の検証の際には、市民・議会・行政のそれぞれの視点から十分な検証を行えるよう、十分な期間を確保するとともに検証の方法を事前に定めるなど計画的に実施することを希望します。」
A 委員	ここも「必要があります。」ですね。
B 委員	「実施することが必要です。」とか、言い切った方がいいですね。それと、検証の方法の後ろに括弧で（検証の実施要項）とか具体的に書いた方がいいですね。これを事前に定めると。
内山会長	例えば、どんな具合にしますか。

B 委員	これを誰がどこでやるか問題が出てきますけど、検証をどういう手順でどういうルールでやるのか、要項を定めて、それに従ってやっていくという考え方がないとだめだということを、先ほどもしましたが、検証要項というのを具体的に括弧書きで入れていただいたほうがいいと思います。「検証の方法」の後に（検証要項）とか。
内山会長	先ほど、第 20 条「検証」のところで、触れましたよね。
B 委員	ここは、具体的に検証の方法と書いてありますので、この後ろに「（検証要項）」と入れていただきたい。
A 委員	ただ、検証するというのは、わざわざ審議会設置条例を作って、この場で検証するということを入れているわけです。だから、検証は審議会がするというのを条例で決めてしまっています。だから、審議会の中で検証の方法を定めなければならないということです。
B 委員	この審議会が引き続き検証するということで、検証要項についても、当審議会で基本的に検討して事前に定める必要があるということになるわけですね。
内山会長	この文面なんですけど、最後の 2 行のところに「十分な期間を確保するとともに検証の方法を事前に定めるなど計画的に実施することが必要です。」と言っているんですが、これでは足りないということですか。
B 委員	いえ、いいんですけど、私が提案したのは「検証の方法」の後に、「（検証要項）」のような形で「（検証要項の策定）」とか具体的に入れていただけたらいいんじゃないですかということですよ。
内山会長	例えば、「事前に定める」というその時に、検証の要領になる

	のか…
B 委員	今回、事前に定めなくてやっているの、今回の経験を踏まえた上で、当然、当審議会がやるべき事項だと思いますけど、検証要項を次の審議以降で参画と協働の推進の審議と並行してやっていくべきだと思うんです。
内山会長	「検証の要項」
B 委員	そうですね。要項となるとどうなんですか。
事務局（河野課長）	要項というのは、例規ではなくて、こういう風にやっていくというのを定めるということですか。
B 委員	そうですね。手順とかルールとか。今回は、手探りで検証したので、しかし、今回のやり方が決して悪いわけではない。引き継いでやるものは、引き継げばいいし、経験を踏まえながら、より良いものを作り上げていくという考え方でいいと思うんですけど、そういうものがないと、検証のたびに違うやりかたになって、違う結果になって困ってしまうことになる。基準があるものを作る必要があるということです。
C 委員	でも、今の内容でしたら、「事前に定める」と書いてあるので、それで十分ではないですか。
B 委員	いいんですよ。「事前に定める」ということは。だから、「検証の方法（検証要領の策定）」と私、提案しているという話ですから。
A 委員	毎年、検証したらどうですか。
B 委員	この審議会は、期限のない審議会なので、審議会が継続する以上は常にこの場で、自治基本条例の実施状況について検証してい

	いはずなんです。何か問題が起きれば、この問題は、自治基本条例に照らし合わせて、果たしてどうなのかという形で。
A 委員	20 条では、4 年以内と言っていますから、毎年やっても違法ではない。
B 委員	毎年というか、随時でいいと思います。全部やる必要はないので。
A 委員	だから、これからアクションプランだとか策定するのであれば、1 年ごとの進捗度とか、合わせて検討してもいい。そうすると、私たちが二度とやらないということではなくて、4 年ごとという、もしかすると関わらない人が多いかもしれない。 だけど、そういう風にしていって、検証しやすいような状況を作って、次の 4 年後に正式にやる検証に引き継いでいった方がよいと思う。
内山会長	ここの「十分な期間を確保するとともに検証の方法を事前に定めるなど計画的に実施することが必要です。」というのは相当きつい言葉です。多分、渡部さんがおっしゃっている話はここに含まれていると思います。だから、ここで十分言っているのかなと思います。ですが、いかがでしょうか
B 委員	あるいは、「検証要領を事前に定める」とか、「方法」という言葉ではなくて、具体的な意見である「検証要項」「検証要領」という風を書いていくことが必要だと思います。
A 委員	まあ、同じことですからね、「検証要領」も「方法」も。
内山会長	私は「方法」というと、もっと広く捉えていたのですが。
B 委員	私は、むしろ狭く捉えています。そういうきちとしたものがないと、いい加減になってしまう可能性があるということをお言

	ているのです。
内山会長	これは、いろいろありますよね。細かく言えば、実施マニュアルみたいもので。
B 委員	そこまで考えると大変ですけどね。
内山会長	本当は、そこまでやらないといけませんね。趣旨は分かりました。「要領」ですね。
内山会長	法律用語で要領というのは、方法でよいのですか。
事務局（内田主査）	一定の定まったことをお書きになりたいということだと思うのですが、行政としますと「要領」や「要項」というのは、どういう名前でどういうことを定めるか、そういったイメージになるのかと思います。 そういったことで、広くどういうことをやっていくのかという一般的な言葉として、「方法」と表現させていただきました。「要領」や「要項」ですと一定の事務手続を定めたものということになるので、ここでそのように書くとそういうものを決めるという風に捉えることも逆にできるので、一般的には「方法」ということで、ここではよろしいかと考えます。
A 委員	実施するときには、要項を定めないといけないけど、それに向けて、様々な方法を考えていくということになるのかな。
C 委員	「方法」の方が大きい意味でね。
A 委員	実質は、やるときにフレキシブルでは困るけど、それを作り上げるときには、いろんな手法があって、考えていいので、それを含めて、最終的には要項を作るということでもいいんじゃないですか。

内山会長	そう思いますね。ここで表現としては、このとおりで留めておきたいと思います。最後の「ことを希望します。」が「が必要で す。」という形に変えるということで進めたいと思います。
E 委員	すいません。「4年後の検証の際には、」という言葉が入っているのですけど、4年後しかやらないのという、この検証というのは、4年に1回という意味ではないですよ。
A 委員	4年以内ということですね。
事務局（河野課長）	概ね4年に1回です。4年と言っていますけれども、それ以内です。
E 委員	今回やって、次は4年後と思ったのですが。
事務局（河野課長）	基本的には首長の任期等4年という期間のうちに最低1回は やってもらおうと、そういうことです。
E 委員	諮問に対する答申というのは、4年に1回ということだと思う のですが、ここに「4年後」とあると、4年後でいいのかと思 いました。
内山会長	まあ「今後」だろうね。
B 委員	「今後の検証の際には、」
A 委員	そうだね。それでもいい。「次回」でもいいし。
内山会長	「今後の検証の際には、」
B 委員	自治基本条例のお目付け役として、常に目を光らせる存在が あってしかるべきだと思うし、何か問題があれば、当審議会でお かしいのではないかという意見が出ていいんですよ。そのため

内山会長	の存在だと理解している。 では、次に進みます。「(2) 参画と協働のまちづくりの推進を図るための体制」「自治基本条例の趣旨に沿った運用を図っていくためには、議会・行政が参画と協働について理解を深めることが必要です。また、市民においても参画と協働のまちづくりについて、責務を果たしていくことが求められています。議会・行政で参画と協働に関する研究、研修などを実施していくことなどの対策を行うとともに、本審議会において、参画と協働のまちづくりの推進について、継続して審議していくことが必要であると考えます。」 「審議していくことが必要です。」ということだけでいいと思いますね。 「(3) 市民への周知」「行政では、自治基本条例の制定後、自治基本条例の理念や参画手続などを広報紙やホームページに掲載することなどにより、周知活動を行っていますが、市民の認知度は低いように感じられます。自治基本条例の理念や参画手続などが広く市民に認知されるよう、参画と協働に関するホームページを分かりやすく改めるなど、更なる工夫を凝らして、周知に努めていく必要があります。」 「認知度は低いように感じられます。」
A 委員	これも、私はそういう表現より「必ずしも高いとは言えません。」という言葉にした方がいいと思います。
B 委員	たまたま、私たち10人で審議が始まったので、我々の印象みたいなもので、審議が進んでいるわけです。あまり、決めつけ型は良くない。本来なら、答申案が出来上がれば、これを広く出さなければならないわけですよ。
A 委員	これも、もう一つは「行政では、」と始まっています。ここが「行政では、」となっていると、やはり役所からの形になってしまうので、「で」はいりませんね。審議会が答申しているのだから

B 委員	ら「行政は、」とする。 時間的な余裕が無いので、これを取りまとめて市長に答申するわけなんですけれど、たまたま１０人の委員が始まって、審議した結論だけども、その先に市民の目というか、スクリーニングというか、パブリックコメントだとか、時間的な余裕があれば、市民公聴会のような形でオープンにした後で意見を聴取するとか、そういう市民の目を通す必要があると思うんです。 自治基本条例の検証ですから、その辺のところを次回への課題だと思いますけど、これをまとめた後でもう一度市民の目を通すような機会を作る必要があるのではないかと考えています。
内山会長	先ほど、「(1) 検証の方法」のところでも、「市民」についてはという文言がありまして、「期間的な制約から自治基本条例の理念の浸透度などを確認することができませんでした。」ということをお願いしております。
B 委員	この方針については、まさしくそのとおりだと思いますので、致し方ないことだと思いますが、次回以降は、より広く市民の意見を吸い上げるような手順が必要なのかなと感じております。
内山会長	そうですね。先ほどの話に戻ってしまうのかもしれませんが、「十分な期間を確保するとともに、検証の方法を事前に、計画的に」実施する。そこには市民への認知度の問題もある。「更なる工夫を凝らして周知に努めていく必要があります。」ここで見ている前半とね。必要がありますという部分でね。
A 委員	今後、答申したこの検証を、市民の目線を含めてどうしていくのか、審議会の中で検討する必要があると思います。同じように進めていくのか、市民と折衝する場を設けるのか。 幸い、１０名のうち公募２名で、あとは団体からの推薦ですから、そういう団体の方々に呼びかけていってはどうでしょうか。そういう形を含めて、どういう進め方をするか検討してみてもは

内山会長	うでしょうか。 今の点は、私も必要だと思います。次回を想定しますと、今日議論した答申書の確認がまずあって、それでよろしければ、即市長への答申という形になるんでしょうね。 そうしますと、2時間という時間の中で十分消化できると思います。今のA委員さんの提案は、残った時間で課題として議論したらと思います。 5ページまでの確認が終わりました。6ページ目以降は、とりあえず結構ですよ。5時45分になろうとしています。45分延長して議論してきました。この議論の結果を事務局に早めにまとめていただきまして、早い段階で、一度確認のために渡してもらって、最終的な意見をまとめてもらって、最終修正をやって、次回会議に臨んでいただければと思います。
A委員	次回でもめるようなことにはしたくありません。事前にできるだけ早く文書ができあがるか、会長・副会長にお任せするか、何人か入ってもらって協議するとか、ある程度事前にすり合わせをして、できるだけ議論がまとまるように手続きをしてもらいたい。
事務局（森島主任）	(2) 次回開催日について 事務局から次回開催日について、9月28日という提案がなされた。
内山会長	よろしいですね。今回は9月28日月曜日、午後3時からでお願いします。 それでは（3）その他をお願いします。
事務局（内田主査）	(3) その他 事務局の案として、本日の内容をまとめて委員に提示し、次回会議の前に書面で意見を募り、改めて修正した案を書面で提示したい旨の説明がなされた。

A委員	要望があるのですが、メールでもらいたい。
事務局（内田主査）	御希望がありましたらメールで対応しますので、お帰りになる前までに、メールアドレスをお知らせください。
事務局（河野課長）	いろいろな案がでると思いますので、会長さんと副会長さんに見ていただいてから、会議に出すようにしたいと思います。
A委員	最終的なまとめは会長さんと副会長さんにお任せします。
内山会長	今日用意された会議事項は完了となります。この後は事務局にお渡しします。
事務局	4 閉会 河野課長が閉会を宣した。